

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことから、教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

中野区職員の給与に関する条例第1条第2項第1号及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第1条第2項の規定中「教員」を「教諭」に改める。

2 改正理由

教育委員会において特別非常勤講師を会計年度任用職員として任用するに当たり、規定を整備する必要がある。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行年月日

公布の日

5 今後のスケジュール

本件可決後、区長へ意見回答

令和4年区議会第2回定例会に一部改正条例案を提出

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教諭(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教諭(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(中野区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに中野区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。